

官 報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔告 示〕

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があつた件 (国家公安委四二)
- 地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件 (総務二八〇)
- 無線機器型式検定に合格した機器の件 (同二八一)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件 (法務一七六)
- 雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件 (厚生労働三三三)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準の変更の認定の件 (厚生労働・農林水産二)

五

二

一

- 保安林の指定をする件 (農林水産一八三〇～一八四三)
- 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 (同一八四四)
- 高速自動車国道に関する件 (国土交通一〇二五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 法務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

令和二年度一級建築施工管理技術検定の実施について (国土交通省)
令和二年度一級電気工事施工管理技術検定の実施について (同)

〔公 告〕

諸事項

裁判所 相統、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係
会社その他

五

二

一

告 示

○国家公安委員会告示第四十二号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則 (平成三年国家公安委員会規則第七号) 第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年九月二十九日 国家公安委員会委員長 小此木八郎

一 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の代表者の氏名

(一) 変更前の代表者の氏名 田場 広志

(二) 変更後の代表者の氏名 吉永 安彦

二 変更を行つた年月日 令和二年七月六日

○総務省告示第二百八十号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という) 第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月二十九日

(令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る指定)

総務大臣 武田 良太

第一条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる道府県とする。

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

第二条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区 (以下「市区町村」という) は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
北海道	全ての市町村
青森県	全ての市町村
岩手県	全ての市町村
宮城県	全ての市町村
秋田県	全ての市町村
山形県	全ての市町村
福島県	全ての市町村
茨城県	全ての市町村

三

三

三

二

二

九

八

七

五

三

三

三

二

二

九

八

七

五